

(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第 28 回平成 22 年 3 月 23 日開催 午後 7 時 00 分から午後 9 時 00 分 第 4 委員会室

出席委員 辻山座長

区民検討会議 : 高野副座長、井上委員、土屋委員、斉藤委員、野尻委員、樋口委員

議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員

行政・専門部会 : 藤牧副座長、加賀美委員、中澤委員、佐藤委員、折戸委員

欠席者 : 木全委員

傍聴者 2 名

1 本日の進め方について

(1) 区分 A : 条例の基本的考え方(総則)について(骨子案の検討)

(2) 区分 E : 住民参加の仕組みについて(骨子案の検討)

(3) 区分 F : 地域自治について

(4) 区分 C : 行政の役割とその運営について(専門部会案の報告・検討)

(5) 今後の検討連絡会議の進め方について

検討項目の検討順序及び骨子案検討チームの検討区分について

2 議題

座長

・きょうの議題は 5 つ。

最初に区分 A : 条例の基本的考え方について、これは一応骨子案の検討チームが資料を出しているの、御報告をお願いします。

副座長(区民)

・骨子案に盛り込むべき事項で、この目的は、「この条例は、この条例の基本理念にもとづき、区政運営の原則を定めるとともに、区民、区議会、区長等の役割を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする」という形でつくってきた。

解説だが、「この条例の基本理念にもとづき」である。この自治の基本理念は、この条例では初めて定めるものではなく、もともとある理念を区民の総意としてこの条例を確認する。これは憲法で定められているから、初めて基本的人権が認められるということではなく、元来基本的人権はあるのだということを確認し合いということの趣旨で考えてみた。

この条例を定めるものは、「区政運営の原則」、詳細な手続き規程ではなく、そのもとになる原則という意味の「区政運営の原則」と区民の権利と責務、区議会、区長等の責務などを役割と表現した「区民、区議会、区長等の役割」ということ。

ここで「区長等」という言葉を使っているが、「区長等」とは区民、行政委員会とその職員を示す。ここでは執行機関というような旧来型の権力的な意味合いを連想するような表現は用いないという形で考えている。

そして、「自治の実現を図る」ため、常に基本理念に照らし、原則と役割を踏まえて、基本理念の達成に向けてこれからも真摯に取り組む新宿区の自治の姿をこの「目的」骨子案の表現に込めた。

三者案調整たたき台から自治の基本理念に相当するものを確認して 4 つにまとめた。骨子案としては、区民検討会議案を基本に記載の内容、趣旨として構成した。条例の目的から基本理念はここで示すが、基本原則そのものはこの条例で定めることから、「原則」に該当する事項は、この項以降に盛り込む。

それで、骨子案に盛り込むべき事項として、1 番目は「人権の尊重、新宿区は、(個人の尊厳と自由)人権を尊重し、ひとりひとりを大切にする(住民福祉が実現される)区政を行う」。

2 番目が市民主権、「区民が自治の担い手(自治の主体)として地域(地域社会)の課題を(自ら)解決する(していくことを基本とする。)。区民が主人公の自治の実現を図る」。

3番目が住民（区民）の自治、「新宿区は地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり確立した自治権をもち、住民自治を基本に構成される」。

4番目。団体（区）の自治、「上記に加え、自律的運営を図り自治体としての自立を確保する」とつづけた。

それと、次は条例の位置づけの部分。ここは の骨子案に盛り込むべき事項ということで、「この条例を新宿区における最高規範とし、他の条例等の制定、改廃に当たっては、この条例との整合性を図る」。

最高規範であり、憲法が我が国の統治の基本を定めたものであると同様に、新宿区の自治の基本を定めたものであること。よって、他の条例等（計画、規則、要綱など）も制定改廃に当たっては、この条例と整合することが求められる。改正手続の規定は、区分Hの「改正手続き」、「条例規定の見直し」、「条例の見直し・評価等」で扱う。

用語の定義は、区民の定義をやる。（区民とは、新宿区の区域に）住む、働く、学ぶ、活動する者及び活動する団体をいうところ、その解説は区民の定義は、住民を「区民」と呼び、それ以外を「区民等」とすることや、「区民」あるいは「区民等」に含める範囲についてさまざまな意見があり一致を見ていない。

そこで、「区民」あるいは「区民等」に含める範囲として一致しているものを確認した。住所を有する「住民」、「住む」、区内で働く人「働く」、区内で学ぶ人「学ぶ」は一致した。

次に、事業者の扱いは、事業者も地域の発展、地域住民の福祉の向上などの地域貢献の協力を求めていくことの趣旨で一致した。また、地域で公益活動を行うNPOや法人格のないボランティア団体や公益活動についても、自治の担い手として今後も地域社会と密接に関係してくることから、事業者も含めて「活動する団体」とすることで一致した。

このうち、この項目で「住民」を別扱いとすることについては、例えば住民投票条例の条項での有権者の範囲の議論、また例えば地域の自治組織での構成員はあくまで住民とするのかなどの議論の結果を踏まえて、それぞれの事項で扱うことがふさわしいと考え、また「住民」は新宿区に住民登録をしていることは自明のことであるので、その内容を細かく規定する必要性もないものとした。

次項の「区民の権利と責務」は、自治の実現を図る上で必要な原則的な権利は何かという方向でまとめられている。原則的な権利を保障する原則的な責務を負うが、個々の権利の個別具体的な救済など、法的措置は個々の法令に基づきなされるものである。

したがって、ここで「区民」の範囲は、基本構想とも重なる「住み、働き、学ぶ、活動する者及び活動する団体」とした。

座長 ・少し議論を進めていただきたいと思う。

文言上の問題ということで、「自治の基本理念であること」からの後、括弧書きが3つ並んでいる。骨子案に盛り込むべき事項というところから始まる、その の一番下から5行目、上へ上がったかぎ括弧が3つ並んでいるね。最後の「国際性・多文化共生」というのが「国際性」という言葉だけがぼつんと入っていることが何となく奇異な感じがする。（議会委員）

座長 ・どうか、これは。前文のところであればいいとか。

同じ の骨子案に盛り込むべき事項の基本理念のところ括弧が随分多いような気がするが、この括弧を外しても文になるような気がするが、何か理由があつて。（議会委員）

特に理由はなく、そのワードより細かく書いたほうが明確になるということを書いただけ。（区民委員）

座長

・条例文として括弧というのは、やりにくいね。

どこかで案文化するときには、精査しなきゃいけない。

チーム1の検討課題は基本原則についても整理をするということと思うが、基本原則についてはこれからの課題ということになっているのか、その点についてお願いします。（議会委員）

副座長（行政）

・まず、基本理念と基本原則の整理をする中で、この自治基本条例はここに三者の調整たたき台の中で、それぞれ原則という項目は、具体的にこの条例の中で、次の項目以降にいろいろと規定していく、そういうような関係があるのではないかと、原則をこの総則のところであらうのではなくて、それぞれ例えば参加と協働とか、情報の共有とか、そういった項目は次項以降にいろいろと出てくるので、そこでであらうというあり方がいいたろうという整理をした。

そうすると、残るところは基本理念をここでこの総則のところを確認をしていくという関係になるので、その中でそれぞれみんな自治には密接にかかわってくる基本理念であるという認識はもちろん持っているし、恒久平和、地球環境であるとか大事な基本理念であるという認識はある中で、このところで整理するのは自治という、そういう切り口で物事をとらえていったほうがいいのではないかとというふうなことで、自治の基本理念というふうに整理をさせていただいた。

座長 ・いかがか。

ごく普通の場合は、その理念を実現するために、基本原則というのを上げると。それで、それ以降基本原則を新宿区の自治基本条例の中でどう実現するかということで、具体的な項目の中で例えば情報公開で言うと、情報公開という原則を掲げながら、それを受けとめて、何条か後で情報公開をいかにすべきかという、そういう具体的な対策を十分にするわけだね。そういうことになるか。（議会委員）

次の項目という意味。作業チーム1レベルでは、この自治基本条例は、この冒頭にも書いてあるように、区政運営の原則、あるいは区長、あるいは区民の役割等について定めるというようなことで、共通認識としては、一つの理念条例のような性格づけを持っているのではないかとということであり、基本原則をここで総則のところであらうと、例えば情報公開というようなことを基本原則であらうと、それで次章というか、後段の条項で情報公開の具体的な手続を規定するという条例ではないのではないかと、各条項で原則をうたっておいて、よくぶら下がり条例というような表現のされ方があるが、それぞれの条項で原則のもとに、既に新宿区の場合、条例が定められているものもあれば、例えば、住民投票条例とか、またぶら下がりて決めていくという関係になることから、この条例全体が原則的なものをうたうと、各条項で。（行政委員）

いろいろな条例のつくり方はあると思うが、議会のほうは基本理念を明らかにして、それを受けとめた基本原則というのを次に明らかにすると、それを各条文の中で具体化していくという条例のつくり方で、それを理念条例だと思っている。同じ理念条例ということで、したがっているなつくり方があるのかもしれないが、基本理念、前文があつて、目的があつて、必要なものがある、基本理念があると、この受けとめた基本原則があつて、それに対する具体策が次の条文で明らかにされる、そういう条文がより条文上も明確だと思うよね。（議会委員）

要するに、ここで言われていることも、いろいろな前文であらうということも、私は必ずしも反対じゃないが、むしろ基本理念の中に明確にしたほうが新しい地方政府としての役割をより果たしていくということになるんじゃないかというふうに思っている。（議会委員）

座長

・今議論しているのは同じように基本理念という言葉の位相が違っているわけだ。作業チーム案は、要するに理念として人権論的な角度と主権論の問題とをまずやると。そういう意味では、と がちょっと座りが悪いなと思う。も もある種の主権論にかかわる。は主権というよりは、むしろ組織論かね。統治組織の問題かなと思うが、そのような組み立てであるんだけど、こっこのほうの恒久平和の追求というのは、何だろうか、価値論がちょっと強くなってないかなという気がして、並べるのはちょっと難しいよねという気はしている。

とすると、基本理念の中に新宿区の自治が目指す方向とかいって列記するのは可能だが、そこを理屈上の整理をしないとうまく座らないなという気がして、例えば恒久平和の追求と書いたら、そのための次に具体的な構えみたいなもの、あるいは施策みたいなものが準備されると、ブレイクダウンしたところというふうな組み立てにするということであれば、これは突然載せるとあとは引き取るものがなかなかないというような問題になると、そういう配慮だね。

最終的に前文との、あるいはこれから出てくるこの条例はどういうふう構成するんだという

ことを意識しながら、もうちょっと先へ進んでいこうと思うが、先ほど私が言った市民主権というところに区民が自治の担い手と書いてあって、3番目は住民（区民）の自治と言っていて、これは同じことを言っていると思う。

・議会が整理されているこの理念と原則は、説得性はあるね。理念はどう考えているかという、人がこの世に行き続ける条件としての理念という考え方なんだ。原則は、区政に関してこれは外してはならんぞということを行っているニュアンスで、よく整理はされているなど思ったね。だから、どっちが上というわけでもない。でも、作業チーム案は主権の原則と人権の原則とまず理念そのものを主権論と人権論で整理をして、あとは自治論という感じになっているね。

きょうの指摘を受けて、もう一遍差し戻すというか、議論していただくことは可能か。

前回もそうだが、せっかく三者の6人で詰めて出してきたわけ。だから、かなり三者で議論、したから、いろいろな妥協点も、調整点もあったでしょう。だから、今出た意見は残しておいて、全体が流れた中でまた見えてくるものがあると思う。その原則が次にいくというふうにいって、次にないではないかというので、もう1回振り返ってくるかもしれないから、学ぶ権利を含めて三者案で出たやつで、意見が出たところはまた全体がずっと見えたところでもう1回議論してみるということで、置いとくということのほうが、そうでないと話し合いはなかなか進まないと思う。（議会委員）

座長

・そうだね。差し戻してもすぐ来週とか次回までにという話にはならないので。

・基本理念ばかりやったけれども、そのほかはいいか。

これはちなみに用語の定義というのは、「区長等」とか「住民」とか、やることは前提になっているわけよね。今回は区民のところだけをまず押さえると。

さっきのこれはどうか、計画というのは規則、要綱類とは違う。法規、準法規とかという分類とは違うかもしれない。

副座長（行政）

・確かに違うと思うが、ただこれまでの、この議論の中で最高規範性というところで、単に他の条例が整合をとるとということじゃなくて、たしか計画とか、そういうようなものも意見の中にあっような記憶があったもので、少し広くとらえて、法規とは違うが、行政計画とか、そういうものも要綱とか規則に準じるような形で、この自治基本条例にのっとって、定めるという書き方をしたほうがいいのではないか。「条例等」の「等」って何といったときに、確かに法規ではないので、落とすことは一向に差し支えないと思っている。

座長

・外へ出せばいい。「条例等（計画）」、「・」入れて「計画」と。この条例が計画に対しても規範力を持つということは、オーケーなわけだ。

・次のチームからの御報告を受けて検討したいと思うが、区分E、区民参加の保障、作業チーム3というところから、説明者はどなたか。

1ページ目は、区民参加の保障という中身で、3ページ目が協働という中身、どちらもこのところで、この後多分区の責務とか区の役割に、区はこういった区民参加の保障とか協働の機会の提供といったものは、盛り込まれるであろうと話が出て、あえてこの区分Eでこの2つを盛り込まなくてはいいんじゃないかと話として出た。

同様に、2ページ目に当たる地域自治だが、これも区分Eというよりは区分Fのところ組織のあり方等も含めて詳細な議論になっていこうから、ここの部分も区分Fのほうに主体のところは移していったいいのではないか。ということで、チーム3としては、チームの議論としてはこの住民投票を中心に行った。

決まったのは、住民からの発議要件を満たした請求については、必ず住民投票を実施するという中身でいきたいと、区長に対して請求ができると、発議要件を満たした場合は必ず実施ができるような形の盛り込み方がしたいという意見だ。

また、議論の中では2つ目のぼちの18歳以上の住民の6分の1以上の請求があれば発議が可能

というような、発議条件については基本条例の中で盛り込んでいきたいという議論があった。

の骨子案に具体的に盛り込む事項は、1つ目、「区長は、住民の生活および区政に重大な影響を有する事項について、別に定める住民投票条例に基づく発議があった場合には、住民投票を実施するものとする」と、こういった表現を盛り込んでいきたいと。

2つ目が、「区は、住民投票の結果を尊重しなければいけない。」という結果尊重も入れた。

発議権者と投票権者は自治基本条例の中に盛り込んでいきたいと、あと住民投票の実施に関してのその他必要な事項は、別の事業で定めると整理していきたいというところまで議論した。
(行政委員)

ここには詳しい話は出てなかったが、別に定める住民投票条例にということで、要するにこれは個別条例になると思うが、個別条例をつくるときに、区民が参加できるのかどうかという話も出たが、可能性はあるが、保障はないというニュアンスだった。(区民委員)

例えばここで出ている発議要件だとか、その辺の部分も全くこれは説明になってないじゃん、これはちょっと許しがたい、ちょっと今怒っている。(区民委員)

区民委員から出ている例えば投票権者を18歳以上にする。それから、発議が住民の6分の1以上、これは私どもで別に構わない。実際そういう形で18歳にするのか、6分の1にするのかは、全体の中で議論する必要があるだろうと、2つ目の の骨子案に盛り込むべき事項の下にぼちがあるが、発議権者と投票権者については、自治基本条例に盛り込みますよと、このところでは発議の要件はこの自治基本条例で入れますよという趣旨で書いてある。それは実際に6分の1か、18歳でいくのか、別にそれで構わないが、全体の中でもう一度議論する必要があるだろうと、ここであえて載せてないので、そこは誤解しないでいただきたいと思う。(行政委員)

基本的に条例に盛り込むべき問題については議論をした。ただ、チーム3として提出する文書に要するに条文形式の文書にするのか、基本的な考え方の提示をするのか、そういうことで、これは盛り込むべき事項だから、基本的に自治基本条例の中に盛り込むべき事項を提起をしようとなった。それで、住民投票は一定の要件があったら実施をするということと、それから発議権者と投票権者についても盛り込むと、それをどうするかというのはここの中で議論していただければいいと思う。私は18歳以上、6分の1と思っているが、そういう話もして、皆さんからもそれはいろいろな意見が出たよね。しかし、そこで明確にチーム3でそれを結論づけるということじゃなくて、チーム3の意向はそういうことだったが、全体の中で議論をして決めていただくという趣旨で書いてあるわけだ。(議会委員)

当事者として、この書き方は不満。先にお送りいただいて、見せていただきたかったと、今ごろ言ってよいかどうかかわからないが、議論の中でも基本的条件、これは議会も行政も入れてない。区民だけが入れている。この基本的条件というのが果たして条例にふさわしいのか、要件というか、絶対に基本的条件、これだけは住民投票をする住民にとってはっきり知らしめるべき内容、条件だ。これだけは区民検討会議の委員会としては譲らなかった。(区民委員)

座長

・要は発議権者と要件をここに載せておいて議論したかったということだね。

行政も議会も18歳以上、6分の1というのは、我々はそれでおおむね了解している。

このシートの中の で、 の説明の2つ目のぼちのところ、18歳以上の住民、6分の1以上の請求で発議可能などの基本的条件は基本条例に盛り込むべきとの議論があった。このところを書いてあるけれども、これだと弱いというのであれば、そういうような意見であったとか、そういう形で表現は直してもいいと思うね。別にこの6分の1とか18歳をこちらのほうは全然異論はない話なので、ただそれをこの全体の中でもう一度もみましょうと、了解を得られたらどうかということで、あえて四角の上のところには入れてなかったというだけで、思いは変わらないという思い。それは十分わかると思うんだが。(行政委員)

議会のほうで三者調整案か、三者案調整たたき台で「重要事項については、住民投票制度を設けることができる」、この一言で終わっているが、要するに前もこの辺の話は一回皆さんとしたときに、まだ議会のほうは余り話をもんでないからということできょう改めてどの程度までもま

れたのかをお聞きしたいのだけれども。(区民委員)

今のところが実は一番議論になるところで、ただ議会の側もここはまとまってないわけ。だから、議論して、住民投票条例を設けることができるのか、設けるといふところまではいつているし、問題は発議権者何歳以上にするのか、それから何分の1にするのかという議論は、十分にされてないし、それから問題は条例の中にこれを入れ込むのかどうかということも、例えば解説の中にこういうことが強く主張されたとかということになるのかというのは、ここは相当議論なくちゃいけないと思う。(議会委員)

座長

・わかった。だから、ここに基本条例に盛り込むと書いてあるから、どういう内容で盛り込むかということをお話ししよう。それで、6分の1は反対だということをおっしゃった。

これに関しては、区民側は何回も議論を重ねて、一番盛り込みたいことが住民投票なのだ。それなのに、議会側がほとんどこれに関して議論してないことで、とてもがっかりした、だからもっと議会側で議論を重ねて、その上でこの場に持ってきて、それは話し合えないと、今ここで18人で話をしたとしても、議会側がまた自分のところに持って帰って、そうじゃないよと言ったらまた振り出しに戻るわけじゃないかなと思う、いかがか。(区民委員)

議論してないというのは正確じゃない発言で。議論してる。議論しているけれども、ここは一致してないということで、どこまで書き込むのかということも含めて、発議権者を何歳にするか、何分の1にするかということ、どこまで書き込むかというこの3つについては、理念条例だということだったら、どこまで書き込むのはどうかということなんかの議論も含めて、まだまだ煮詰まってないという、議論はしている、何度も。(議会委員)

この文案は非常によくできていると思っている。なぜかという、ここで別に別条例でつくるといふのは、住民投票条例をつくるわけだよね。そのつくる前に、人数とか年齢とか入っていること自体がおかしいと思っているよ。別条例でつくるとなれば、条例でしっかりとつくるべきだと思う。そして、18歳以上、何分の1というのをしっかりと住民投票条例に書き込んだ住民投票条例をつくるべきであって、この自治基本条例に住民投票条例の一部を載っけるということには反対だ。(議会委員)

座長

・3月10日に小諸市議会が基本条例を制定、可決したのだけれども、これは16歳、2例目だね。大和市と小諸市と。その持っている意味がどういうことかわからないが。たしか10分の1、それで軽かったなと思った。

基本的条件をどこまで盛り込むか、区政運営と住民自治の自治基本条例ということで、住民にとって究極の区政参加がこの住民投票だと思う。そうしたときに、住民にとって本当に基本的な条件というのは、この発議権者と投票権者のことを盛り込まないと、住民にとってはわかりにくい条例になってしまうと思う。(区民委員)

自治基本条例でこの数まで書き込んでいいのか、例えば川崎市のように今の皆さん方の疑問なり心配は、自治基本条例のときにこうやって区民参加で来たが、住民投票条例のときにはさっさとやられてしまうんじゃないかという、私たちの手から離れてしまうということならば、もっと厳しく区民参加の住民投票条例ということを我々が申し送るという方法だってある。常設型であることはみんな一致していると思う。しかし、年齢だとか外国人だとか、16歳という話もあるわけだ。それから、6分の1と5分の1などいろいろあるよ、自治体によって。

もっと区民参加の中でつくってもらおうと、申し送りの考え方としてある。自分たちの手から離れるかどうかは別にしまして、区民の参加が保障されることは、重要なこと。(議会委員)

座長

・項目の整理をするが、権利の保障というのは、今問題になっているのが住民投票権は何歳からのだれに保障される権限である、権利であるか。外国人か、日本人だけか、住所を有する人だけか、勤めている人も認めるかを含めて、この重大事項をどこに定めるかという問題だね。

そこで、一番なのは、憲法で定めましょうというので、基本条例に入れると。いや、法律でい

いじゃないかというので、個別の住民投票条例を制定して、そこに書けばいいでしょう。この違いは何かというと、議会で変更できるということだ。

もう一つどのような場合に投票権が行使できるか、何分の1の署名を集めるかが要件になるが、これは手続条例に送ってもいいと思っている。なぜならば、何分の1とやったために、生涯働かないというハードルが高過ぎて、そういうのは見直したほうがいいだろうなとかと思っているものだから、それはいいような気がするが、問題なのはここで分かれているのは、そのように憲法に定めるか、その都度条例でいくか、要請が出てきたときに住民投票条例を個別にその都度議決していくやり方にするか、それとも投票条例を一般条例で定める、自治基本条例に細かいことを書かずに、まさに別に定めるといふ形、一般条例で常設型の住民投票条例をつくり、その中に要件も年齢も書き込んでいくと、この選択肢の今上において、おおむねこれまでの議論で言うと、例えば18歳以上の住民で6分の1以上でいくということについて、区民委員と行政のほうには異論がないという意見が表明されている。

議会は、議会で議論して意見を一方にまとめてこいというのか、それともこの会議の趣旨から言えば、6人それぞれ違っていたっていい。合意に達するまで議論しましょうと、合意に達しなければしようがないと思っている。意見が違う議員同士の中でも、相互に説得の努力はしていただきたいと思う。それぞれ18分の1ずつの意見を出し合ってやるということにしたいと思う。

議会にお願い。住民投票を実施するものとする、この最初の丸で。そこは合意していただけるよね。住民投票制度を設けることができるのではなくて、住民投票を実施するものとするという、それはお認めいただけるよね。(区民委員)

問題は最近出てきた6分の1なのか、18歳なのかというのは、ほんの一、二カ月の議論だ。だから、今、会派の議論をしながら、自分たちの意見をまとめ上げていく、あるいは逆に言えば小委員会の議論で一致したところで会派の異論のあるところを説得するとか、いろいろな作業があるから、まだ時間がかかるということ。だから、一致させるために努力する、あるいはこれから、もうちょっと時間をいただきたいと思う。(議会委員)

座長

・もしこれでまとまって、基本条例に書きましようといったら、画期的なこと。多くのところで結構住民投票についての規定を置いてるが、議会は相談しないでやって、あとは多数派工作で条例を通して多いところが多いから、議会も納得してやるというのは、そういう分だけハードルは高いぞということも当然承知している、議会制度の根本にかかわるので。

・そのほかのこと、例えば協働については、区の責務に書けばそれで済むかどうかというのは、議論はありそうな気がするね。ということで、これはもちろん文章じゃなくて、要するにここへ書くか、向こうへゆだねるかということなので、全体の議論の中でもう一度させていただきたいと思うが、このところはそのほかはいいか。

骨子案をまとめる事項として用語の定義でまとまっているところの区民が最後に「団体が区民」というのが何かずとんと落ちないが。(議会委員)

ここは特に事業者、ボランティア活動団体とか、法人格を持ってなくても、公益活動というような人に着目した部分については活動する者、あと事業者とか、事業者の地域貢献活動、公益的活動、そういうものを含めて事業者、法人を持っているところも含めて、活動する団体という整理の仕方の議論があった。(行政委員)

例えば、企業でも社長に発議権1票とし、社長に1票あればその企業は団体としてじゃなくて、個人としてという形で考えていたと。(区民委員)

座長

・団体を入れておいて、ほかの条文との関係で不都合が出るかどうか精査してみないと。責務のところかどうかと思っている。御指摘は一応メモして、最終までには調整しよう。

先ほど怒っていると言ったのは、結局ここで何らかの形で皆さんが討議されているよね。何で内容を盛り込んでいくとか、盛り込む項目としないとか、その理由が明確になってないということだけを怒っているのが本音である。別に他意はない。(区民委員)

丁寧な説明をされてなかったのが、その点で誤解をされたのかと思うが、区民委員の方を怒らせようと思ってこういう表現をしているわけでもないし、ざっくばらんにこの場で話し合いをして、いいものをつくり上げていこうというつもりはみんな同じだ。だから、怒るとか怒らないとか、そういうことはやめて、腹を割って話そう。（行政委員）

座長 ・今後の進め方について。これを先にやっておこう。

事務局（行政）

・チーム1では区分A、チーム2では区分B、チーム3では区分Eという形で現在検討しているところです。今後、区分F、これが三者のこれから案をすり合わせて御議論いただく、それから区民検討会議でこれから取り組む区分のCとGのところ、それから議会の役割と責務の区分Dのところの担当区分の設定をできればきょうの会議の中でしていただければと思っております。

一応事務局案ですが、区分Eを担当したチーム3には、区分Fの地域自治を担当と思っております。区民の権利責務のところを担当したチームには、行政の役割、責務、行政運営等のところを御議論、検討していただきたいと思っています。区分Aの条例の基本的考え方のところは、議会の役割と責務の区分Gのところを担当していただきたいということで、一応事務局案という形でつくりましたので、皆様で御検討いただければと思っています。

座長

・いかがか、もしこれがうまく入れば第1チームは条例と議会とか、第2チームは市民と区政とか、第3チームは参加とか、なかなかうまくいくかなと。

・最初に区民検討会議のほうから地域自治についての検討内容について、御報告をいただく。

副座長（区民）

・第1は「区は、地域の特性をふまえた区民（住民）」、これはどちらか後で決めるということとして、「自治を尊重し、区民（住民）が自主的に設置する地域自治組織の活動を促進するものとする」と、これは行政がやるものではなくて、地域が自主的につくっていくのだよねということの確認だ。

2は「1に定める地域自治組織は、以下に例示する～の機能を有するものとする」というところで、情報の共有とか地域課題の解決、区民（住民）の区政参加、それから地域社会（コミュニティ）の活性化、議会・行政への提案、諸団体間のネットワーク形成、その他、当該地域の自治に関することという形で上げた。

これも一つ一つどうなの、どうなのということで、もう一回1を決めたときにそぐうのか、そぐわないのかということで、最終的に、じゃ、幾つかに減らそうとかという話もあったが、これが先に決まっていたこともあり、一応この7項目を掲げようということで、提案をしている。

3番目の「区は、地域自治組織を支援するため必要な措置を講ずるものとする」と、この「必要な」という部分、その中で右側に書いてあります留意事項で、「必要な措置とは人、もの、金、情報等をいう」と、区民（住民）については引き続き検討していくと、そんな形で必要な措置を講ずるものとする。

4番目は「地域自治組織に関し、必要な事項は別に条例で定める」と、ここも一番悩ましい部分で、今地区協議会がこの地域自治組織のもとになるのか、あるいは町会連合のほうのもとになるのかということもあるんで、その辺の部分をよく時間をかけてつくっていくのも一つだということで、その必要な事項は別に条例で定めるというふうな形で考えていくこととなった。

副座長（行政）

・専門部会で検討して、ある程度暫定的な性格を持っている。

読み上げさせていただくと、「区長等は」、これは総則のところの定義。区長、行政委員会とその職員ということで、「公共サービスの提供にあたっては、中長期的な見通しに基づく基本構想を策定し、その実現のため総合的な計画を定めるものとする。また、持続可能で健全な財政基盤を確保し、行政評価等により効果的効率的な公共サービスの提供に努めなければならない」。

2点目、「区長等は、多様な方法により区政運営に関する情報をわかりやすく提供するとともに、区民への説明責任を果たさなければならない」。3点目、「区長等は、多様な方法により区

民の区政への参加及び協働の機会を提供しなければならない」。

これが区民の権利に対応した形での原則的な考え方の受けをここでつくろうということで、こういうような記載をさせていただいた。

座長

・その他の事項がちょっとあって、3月10日に区民討議会のプレゼンテーションを業者に対して課して、その評価、選択をしたということをごさいますて、たしか2社、最終的に残って、プレゼンを受けた。どちらも大変まじめで熱心な態度でやっていただき、僅差で、決めた。これは何か詳細な報告はあるか。

事務局（行政）

・2社のうち最終的に選考された業者は、特定非営利活動法人のまちぼつとという業者「まちぼつと」平仮名で5文字になります。ここが受託業者に内定したことを報告させていただきます。

座長

・もう一つこの討議会の準備について、準備会の委員の方をお願いしているが、これは結構準備に時間がかかるので、その会議日程等を決めていただきたいという要望が出ている。

当初区民討議会、5月下旬から6月だったが、準備に2カ月ぐらいかかると。つまり6月に入っていこうと、その点を含めて準備会委員の皆さんに日程調整に当たっていただくということになるかと思う。もう1点区民アンケートの作問検討会委員の方も日程調整をお願いしたい。業者選定は先になるので、委員の方の中で日程調整をしていただきたい。

井上委員が実はきょうをもって委員を辞任したいという御意向で、お別れの言葉も含めて。

井上委員

・突然で申しわけない。この3月で大学院の修士課程の修了が決まり、今後の自分自身の進路について考えていたが、海外で勉強する必要があるという結論に至った。区民会議は、できる限り続けさせていただきたい。ただ検討連絡会議に関しては、辞任させていただきたい。本当に貴重な経験をさせていただき、貴重な役割を担わせていただき、ありがたく思っている。

座長 ・後任の件と事務局からの連絡事項を。

事務局（行政）

・井上委員の後任の選任は、4月8日区民検討会議の中で後任者を選任するという予定をしております。次回の4月13日の検討連絡会議には、井上委員の後任委員がこの検討連絡会議に出席できる手順で選任を進めたいと、よろしく願いいたします。

事務局（議会）

・まとめは、区分Aの条例の基本的考え方、区分Eの住民参加の仕組みについて、骨子案検討シートに基づきいろいろ御議論いただきましたが、他の項目等も踏まえ検討したほうがいいということになり、結論めいたものは今回出ておりませんが、引き続き議論してくださいということです。

座長

・次回は先ほど御報告いただいた地域自治と行政の仕組みとあり方について検討するというところになるかと思う。

事務局（行政）

・次回は4月13日、火曜日になります。次回はまた通常どおりの6時半からに戻りますので、また会場につきましても、通常の第2委員会室で、6時半から始めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

散会 午後 9時00分